

国民年金について 年金手続きについて （その三）

あなたの将来の生活の保障の役目を果たすものですから手続きは、あなたを守るものです。特に次の点について確認して下さい。

イ、年金手帳は山梨県についてはオレンジ色の手帳に統一されておりすでにお手許にあるはずです。ロ、このオレンジ色の手帳があれば三制度（厚生年金・国民年金・船員保険）共通ですので、手帳は常に一冊あればよいことになっております。

ハ、もし、あなたに二つ以上の手帳（もしくは証書）がある場合には、重複手続きをし必ず手帳を一つにしてください。

――あなたの自身のために手続きをどうぞお忘れなく――

国民年金を受けるには「裁定請求」を

国民年金は、受け取る資格があるても、ご本人から裁定の請求がないと支給されません。そこで、年金を受けられる人は、必ず住所地の市役所に「裁定請求書」を提出してください。この請求書には、手帳が必要です。

八月は福祉年金証書の提出を~~ヶ月~~月です。八月は福祉年金の受給者が、年金証書を市役所に提出する月です。福祉年金は、一定の額以上の所得があつたり、他の年金を受けていたりすると、支給を停止されることがあります。この調査のため、毎年一回「所得状況届」を提出してもらい、あわせて、他に恩給や年金を受けている方は申し出てもらうことになります。この手続きをすることによって、八月分から後の向う一年間の福祉年金が受けられるかどうかがきまります。もし福祉年金証書の提出がおくれますと、十一月支給分の福祉年金が受けられないと、すぐには市役所に証書を提出しましょう。

国保の届出を忘れずに!!



◇国保に加入する日
◇脱退する日

職場の健康保険に加入している本国人とその家族及び国保組合（医師国保など）に加入している人以外は、みんな国保に加入しなければなりません。加入は世帯ごとに行ない、一世帯一枚の被保険者証が交付されますが、家族一人一人がみんな被保険者です。世帯主は加入や脱退など、いろいろの届出をしたり、国保税を納めたりする責任があります。

②他の市町村へ転出した日の翌日

③死亡した日の翌日

④生活保護を受けはじめた日
こんな時は必ず届出を（十四日以内）

◆現在、国保診療をうけている人がその資格を失なった時は「十日以内に」二回（二回）

①勤務先の健康保険に入った日の翌日

②転入してきた日（職場の健康保険に加入していない場合）

③お子さんが生まれた日

④生活保護を受けなくなつた日

忘れますと医療費の国保で負担した分（七割の額）をその世帯から返納してもらうことになりますので、医療費の全額を個人負担しなければならない場合があり、大変不利となります。（二年以内だと社会保険に請求することはできますが）これをふせぐには社会保険などに加入したときはすぐに国保の脱退手続きをし、国民健康保険証を国保（市）へ返すことが大切です。

